

## 宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例制定後の経過について

平成28年3月11日 第68回宍粟市議会定例会において全会一致で可決

平成28年4月1日 施行



### H28.3.12神戸新聞抜粋

神戸新聞 2016年03月12日 土曜日 面名 西播 1 ☉ 26ページ

手話言語条例の可決を喜ぶ聴覚障害者ら＝宍粟市議会議場



#### 手話言語条例を可決

宍粟市会、西播磨で初

宍粟市議会定例会で11日、手話を使いやすい社会を目指す「みんなの心つなぐ手話言語条例」制定案が可決された。同様の条例は神戸市など県内8市町で制定されたが、西播磨地域では初めて。

手話を一つの言語と位置づけ、理解を広げる基本理念などを定める。聴覚障害者団体が各地の自治体に制定を求めていた。4月から施行される。

この条例では、手話

を普及させる施策の推進を市の責務とし、市民にも手話理解の努力義務を定めた。事業所

(古根川淳也)

## 手話学習会

### 職員向け手話教室

終礼時に手話ミニ講座を実施（各課週1回程度）  
健康福祉部局を中心に実施（庁内全体に拡充予定）

### 手話ミニ講座の実施

昼の休憩時間を利用して手話講座を実施（調整中）  
12時30分から15分程度 月2回程度

## 啓発関係

### 啓発用パンフレットの作成

宍粟ろうあ協会と連携して、市民啓発用のパンフレットを作成  
2,000部印刷し、自立支援協議会、民生児童委員会等で配布予定  
広報しそら6月号で全戸配布予定

### 懸垂幕の設置

条例制定PRのため、懸垂幕、横断幕を作成（計4本）  
本庁（ゆめ公園国道沿いフェンス）、各市民局で掲示（期間～6/17まで）  
掲示後は、商業施設（イオン山崎店）、保健福祉センターで掲示予定



### 市広報等での啓発

広報しそら4月号に条例制定のページを掲載

### 職員対象の研修会

- ・ 障害者差別解消法の施行を踏まえ、人権研修等において、手話講座を実施予定
- ・ 人権研修については、今年度は既に別の内容で実施予定のため、来年度以降に実施を調整